

公益社団法人埼玉県柔道整復師会
慶弔見舞規程

(目 的)

第1条 この規程は、会員の慶弔、傷病および災害等があったときの
慶弔見舞金等の支給について必要な事項を定めるものとする。

(種 別)

第2条 慶弔見舞等を支給する場合は次のとおりとする。

- (1) 慶事祝
- (2) 結婚祝
- (3) 弔慰
- (4) 傷病見舞
- (5) 災害見舞

(支給基準)

第3条 慶弔見舞金等を支給及びその金額等は別表のとおりとする。

(慶事祝等)

第4条 会員が、褒章等を受賞したときは、慶事祝金等を贈呈する。

(結婚祝)

第5条 会員が結婚したときは祝金を贈る。

(弔慰等)

第6条 会員とその家族が死亡したときは、次の各号により別表に基づき弔慰
金等を贈る。

- 1 会員
- 2 配偶者、子
- 3 父母

(傷病見舞)

第7条 会員が傷病のため 4 週間以上の入院加療を要したときは、傷病見舞金
を贈る。

ただし、必要に応じて医師の診断書の写し等の提出を求めることがで
きる。また、同一傷病は 1 回に限り見舞金を贈る。

(災害見舞等)

第8条 会員が居住又は会員の施設（施術所）が地震、火災、風水害等で損害を
被ったときは、災害見舞金を贈る。

(給付申請)

第9条 別表区分の 2, 4, 5, 6, 7 の給付を受けようとするときは、会員が所定の
様式により申請するものとする。

- 2 別表区分の 3, 8 の給付金を受けようとするときは、会員が事前に指定

した受領権者の金融機関に振り込むものとする。

(時 効)

第 10 条 給付の申請は、その事実発生日の翌月から 6 カ月以内とする。

(雑 則)

第 11 条 この規程に定めなき事項は、その都度理事会の議を経て決定する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から実施する。
- 2 この規程の実施以前になされた処分又は手続き等は、この規程の相当条文によって処分又は手続きされたものとみなす。
- 3 この規程の一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(平成 26 年 11 月 15 日総会決議)
- 4 この規程の一部改正は、令和 7 年 9 月 19 日から施行する。(令和 7 年 9 月 11 日理事会審議事項 書面決議)
- 5 この規程の一部改正は、令和 8 年 1 月 24 日から施行する。(令和 8 年 1 月 23 日理事会決議)

別表

区分	種 別	受給者	給付金額等
1	慶事	会 員	知事表彰 3 万円、大臣表彰以上 3 万円
2	結婚祝	会 員	3 万円
3	弔慰 (会員)	遺 族	5 万円・供花
4	香典 (配偶者・子)	会 員	2 万円
5	香典 (父母)	会 員	1 万円
6	傷病見舞	会 員	3 万円
7	火災見舞等	会 員	※給付金額は理事会の議を経て決定する
8	弔慰	遺 族	20 万円 (会員より拠出金として徴収)

令和 年 月 日

公益社団法人埼玉県柔道整復師会
会 長 大河原 晃 殿

_____ 支部

住 所 _____

氏 名 _____

給 付 等 申 請 書

第 条第 号の給付を申請いたします。

添付書類

- 1 結婚祝い金の場合は戸籍謄本等（写可）
- 2 弔慰金（本人）の場合は死亡確認書
- 3 傷病見舞金の場合は入院・通院確認できる書類
- 4 災害見舞金の場合は、被害報告書